

名称等	工事請負契約締結における手続の誤りについて		
担当	水道部 水道総務課		
	直通	055-934-4851	内線 4211
	財務部 総務課		
	直通	055-934-4712	内線 2371

水道部発注の「令和元年度 沢田配水池非常用発電設備設置工事」において、以下のとおり、契約締結前に必要な手続きの不備がありました。

今回の誤りにより、本市の公共事業に対する信頼を損ねたことを深く反省し、市民の皆様、関係者の皆様に、心からお詫びいたします。

1 経緯

本工事は、令和元年7月24日に入札を行い、8月2日に契約を締結しましたが、入札に参加した業者から問い合わせがありました。

確認したところ、「低入札価格調査」が必要であったにもかかわらず、調査を行わないまま、契約を締結していたことが判明しました。

※低入札価格調査制度：

著しい低価格での入札防止策として、あらかじめ設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合、その金額で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で、落札者を決定する制度。

2 原因

水道部水道総務課が、入札にあたり、予定価格表の作成において誤った様式を使用したため、「調査基準価格」の記入を漏らし、そのまま財務部総務課に提出しました。

財務部総務課は、水道総務課から提出された予定価格表のとおり「調査基準価格」の設定がないものとして入札を執行し、後日落札決定してしまいました。

3 対応

契約の相手方にまずは状況を説明し、現契約のもとでの執行が可能かどうかについて、現在、低入札価格調査を実施しています。

4 再発防止策

- ・職員が現在手作業で行っている一連の処理について、エラーチェックのためのシステム改善を行うなど、チェック体制の強化を図ります。
- ・契約、入札事務の執行に関する職員研修の充実を図り、職員に対し注意喚起、意識啓発を進めます。

上記の再発防止策を講じることで、今後二度とこのような誤りが生ずることがないように努めてまいります。